

# 金沢市地域除排雪活動費補助金の申請手続きについて

雪害対策本部\*設置期間中に、市道及び市道以外の通学路など、市長が必要と認める道路において、町会が事業者（法人）に機械による除排雪を委託した費用の4分の3（一町会あたり上限：50万円／雪害対策本部設置毎）を補助します。

※ 金沢市で大雪警報が発表され、排雪場を開設した場合で、市長が特に必要と認めたとした場合に設置されます。

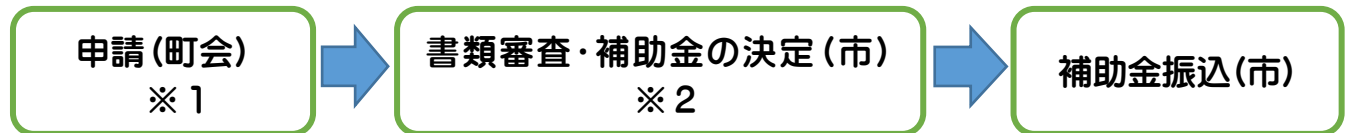
## 1. 申請方法

除排雪完了後 15 日以内に、町会長名で金沢市道路管理課あて申請してください。

■ 提出書類（各様式は、『いいね金沢』ホームページからダウンロードしてください。）

- ① 申請書類
  - ・ 補助金交付申請書（様式①）
  - ・ 補助事業の内容書（様式②）
  - ・ 収支決算書（様式③）
- ② 添付書類
  - ・ 除排雪箇所位置図（住宅地図可）
  - ・ 作業後の写真
  - ・ 除排雪委託費用の領収書（写し）及びその内訳がわかるもの
- ③ 請求書（様式④）

## 2. 補助金交付までの流れ



※ 1…町会で除排雪を実施後、15 日以内に申請してください。

※ 2…補助金は、金沢市道路除雪作業委託業務の除雪単価を基準として算定します。

■ 申請の締め切りについて（例）

	12月上旬 除雪作業本部の設置	1/13 町会で除排雪を実施	対象外
	2/3 金沢市に大雪警報発令		
	2/4 金沢市が排雪場を開設		
補助対象期間	2/6 雪害対策本部の設置	2/9 町会で除排雪を実施	提出 2/24✕
	2/28 雪害対策本部の解散	2/28 町会で除排雪を実施	提出 3/15✕
		3/1 町会で除排雪を実施	対象外
	3月中旬 除雪作業本部解散		

問合せ先：金沢市道路管理課 220-2319